

和泉市生産緑地に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市街化区域内における緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）に基づく事務処理に関して必要な事項を定めるものとする。

(指定できる農地等)

第2条 生産緑地として指定できる農地等は、次の各号のいずれにも該当する農地等とする。

- (1) 市街化区域内の一団の農地等であること。
- (2) 公害又は災害の防止、農業等と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
- (3) 300平方メートル以上の規模の区域であること。ただし、一団の農地等として面積要件をみたす場合は、この限りでない。
- (4) 用排水その他の状況を勘案して、農業等の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。
- (5) 農地等の所有者に指定の意向があること。
- (6) 農地等の所有者及び農地等利害関係人の同意が得られるものであること。
- (7) 農業活動及び農地管理に必要な道路に接している農地等であること。ただし、当該農地等と連担する既存の生産緑地地区がこの号本文の要件を満たしている場合は、この限りでない。

(指定しない農地等)

第3条 前条の規定にかかわらず、都市計画の観点から次の各号のいずれかに該当する農地等については、原則として生産緑地地区の指定は行わないものとする。

- (1) 商業地域内にあるもの。
- (2) 都市計画施設についての都市計画法(昭和43年法律100号)第59条の認可又は承認が行われている区域と重複するもの。
- (3) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条または第5条の規定による許可を得ているもの。ただし、法第8条において許容される施設に転用される場合、または現に、再び農業等の用に供されている土地で、将来的にも営農が継続されることが確認される場合を除く。
- (4) 法第10条の規定に基づく買取りの申出があり、行為制限が解除されたもの。ただし、制限解除後に農地法第3条等による所有権移転が行われた場合などで、やむを得ないと判断できる事情が認められるものであって、法及び都市計画法上支障のない場合は、この限りでない。
- (5) 筆内の一部指定を求めるもののうち、分筆を行わないもの。

(指定の申出)

第4条 指定の申出ができる者は、当該農地等の所有者とする。

2 指定を希望する者は、生産緑地地区指定に係る事前相談申出書(様式第1号)を市長へ提出するものとする。

3 前項の規定による申出があった場合は、都市計画担当部署において、その内容を審査した後、指定できると見込まれる農地等の所有者は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。ただし、公的機関が発行する証明書類については、発効日から3か月以内のものとする。(以下第5条、第6条、第7条、第8条並びに第12条において同じ。)

(1) 生産緑地指定希望申出書(様式第2号)

(2) 生産緑地地区の指定同意書(様式第3号)

(3) その他別表に掲げる書類

(区域確定の届出)

第5条 生産緑地地区の境界及び面積が確定した場合、当該生産緑地所有者は直ちに次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 生産緑地地区指定農地にかかる区域確定届(様式第4号)

(2) その他別表に掲げる書類

(所有者及び主たる従事者の変更)

第6条 生産緑地地区の所有者又は主たる従事者を変更する際には、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 生産緑地地区指定農地にかかる所有者・主たる従事者変更届(様式第5号)

(2) その他別表に掲げる書類

(生産緑地地区内における行為の制限)

第7条 法第8条第1項に規定する許可を受けようとするものは、生産緑地における建築行為等の許可申請書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

2 生産緑地における建築行為等の許可申請書には、別表に掲げる書類を添付するものとする。

3 法第8条第4項に規定する行為をしようとするものは、あらかじめ生産緑地地区内における公共施設等の設置に係る通知書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

4 前項に規定する通知書には、別表に掲げる書類を添付するものとする。

5 法第8条第9項の規定に基づく、通常の方法、軽易な方法、その他政令で定める行為をしようとするものは、生産緑地における行為計画書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

6 前項に規定する生産緑地における行為計画書には、別表に掲げる書類を添付するものとする。

(買取りの申出)

第8条 法第10条に規定する生産緑地の買取りの申出をしようとする所有者は、生産緑地法施行規則第6条に規定する生産緑地買取申出書を提出するものとする。

2 生産緑地買取申出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 生産緑地に存する所有権以外の権利の消滅についての同意書（他の権利者が存在する場合）（様式第9号）

(2) その他別表に掲げる書類

3 市長は、生産緑地を買い取る旨の通知書（様式第10号）もしくは生産緑地を買い取らない旨の通知書（様式第11号）を、買取りの申出があった日から1か月以内に当該生産緑地の所有者に通知しなければならない。

(交換分合の定義)

第9条 この要綱において交換分合とは、生産緑地の営農環境の向上及び宅地化農地等の計画的な市街化の推進に寄与する目的で、生産緑地地区内の農地等の一部または全部と宅地化農地等の一部または全部の交換を行うことをいう。

(交換分合の基準)

第10条 生産緑地地区の交換分合の基準は、都市計画運用指針、平成5年1月27日付け建設省都公緑第7号建設省都市局長通達に基づき、生産緑地の営農環境の向上及び宅地化農地等の計画的な市街化の推進に寄与するもので、交換分合後の生産緑地の位置、形態等が適切であり、面積が同一規模以上であり、かつ農業委員会の許可が得られるものとする。ただし、土地区画整理事業等による交換分合は、この要綱を適用しない。

(交換分合の申出人)

第11条 交換分合の申出人は、生産緑地地区の所有者でなければならない。

2 前項に定める者のほか、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定めるところにより、行うことができる。

(1) 公簿上の土地所有者の相続人が申出を行う場合、その相続関係を証する書類を添付すること。

(2) 公簿上の土地所有者以外の者が申出を行う場合、当該土地所有者から委任状を添付すること。

(交換分合の申出)

第12条 前条の申出人は、生産緑地交換分合申出書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 交換分合を行う理由書

(2) その他別表に掲げる書類（交換分合の当該地たる生産緑地及び宅地化農地等）

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、生産緑地地区に関して必要な事項は市長が別に

定める。

附 則（令和2年1月8日）

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。
- 2 和泉市生産緑地地区の都市計画の運用に関する要綱（平成26年3月25日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この訓令は、令達の日（令和2年11月4日）から施行する。

附 則（令和3年3月25日）

- 2 この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和7年5月30日）

（施行期日）

- 1 この訓令は令達の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の令達の際この訓令による改正前の様式により提出された書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

様式第1号（第4条関連）

生産緑地地区指定に係る事前相談申出書

年 月 日

和 泉 市 長 あて

都市計画法第8条第1項第14号に規定する生産緑地地区へ指定を希望するため、下記のとおり申し出ます。

(所有者)

氏名 _____

住 所 _____

連 絡 先 _____



(申出地)

地 番 _____

面 積 _____

地 目 _____

様式第2号（第4条関係）

生産緑地指定希望申出書

年 月 日

和泉市長 へ

申出者 住所
氏名

都市計画法第8条第1項第14号の規定による生産緑地地区の都市計画を、下記土地について決定されたく申し出ます。

記

1. 所在地

2. 面積

_____ m²

市 受 付 欄

3. 位置及び区域

「別紙図面のとおり」

4. 権利の種類

5. 他の権利者

権利の種類	権利者氏名
所有権	
対抗要件を備えた地上権	
対抗要件を備えた賃借権	
登記した永小作権	
抵当権	
その他（ ）	

6. 備考

連絡先 _____ 電話 _____（ ）

（注） 申出者が自署しない場合は、記名押印してください。

和 泉 市 長 あて

生産緑地地区の指定同意書

生産緑地法第3条第3項の規定に基づき、下記地番における生産緑地地区に関する都市計画の案に同意します。

権利者氏名	権利者住所	権利の種類	実印

記

土地の所在			
地目		地積 (m ²)	m ²
主たる従事者	氏名		
	住所		

※ 生産緑地地区指定希望申出者 _____

(裏面もご確認下さい)

生産緑地地区に関する都市計画の案についての同意に際して

- (1) 生産緑地地区の都市計画決定には、農地所有者その他関係権利者全員の同意が必要です。
- (2) 生産緑地法第7条第1項の規定により、生産緑地について使用又は収益をする権利を有する方は、当該生産緑地を農地等として管理しなければなりません。
又、同条第2項の規定により、これらの方は、市長に対し、当該生産緑地を農地等として管理するため必要な助言、土地の交換の斡旋その他の援助を求めることができます。
- (3) 生産緑地法第8条の規定により、生産緑地地区内においては、次に掲げる行為を行う場合、市長の許可を受けなければなりません。
 - ① 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - ② 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更
 - ③ 水面の埋め立て又は干拓また、第17条の規定により、市長は、生産緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該許可行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることがあります。
- (4) 生産緑地法第10条の規定により、都市計画法第20条第1項の規定による告示の日から起算して30年を経過したとき、又は告示後当該生産緑地にかかる農林漁業の主たる従事者（一定割合以上従事しているものを含む）が死亡若しくは従事することを不可能にさせる故障を有するに至ったときは、市長に対し、買取りを申し出ることができます。
- (5) 生産緑地法第15条第1項の規定により、第10条の規定による申し出が出来ない場合であっても、疾病等により農林漁業に従事することが困難である等の特別の事情があるときは、市長に対し、買取りの希望を申し出ることができます。
- (6) 次の場合には、その変更された内容について、届出を行うようお願いします。
 - ① 所有者情報の変更があった場合
 - ② 主たる従事者情報の変更があった場合
 - ③ 生産緑地地区指定時の区域から変更がある場合

和 泉 市 長 あて

（所有者名）住 所
氏 名
電 話

生産緑地地区指定農地にかかる区域確定届

生産緑地指定を受けている下記の土地について、この度、境界及び面積が確定したので届出致します。

記

<現在指定を受けている生産緑地地区指定農地>

所 在 _____

地 目 _____

面 積 _____ m²

<確定後の土地>

所 在 _____

地 目 _____

面 積 _____ m²

（注） 所有者が自署しない場合は、記名押印してください。

年 月 日

和 泉 市 長 あて

届出者(所有者)

住 所

氏 名

電 話

生産緑地地区指定農地にかかる所有者・主たる従事者変更届

生産緑地地区指定農地について、下記の通り届出致します。

記

1. 農地の所在

2. 変更前の所有者

住所

氏名

変更後の所有者

住所

氏名

電話

3. 変更前の主たる従事者

住所

氏名

変更後の主たる従事者

住所

氏名

電話

小作権等

(有・無)

- 備考 -

農業委員会による確認	
年 月 日現 在、農家台帳に世帯員として 耕作している記載あり	

※あくまでも、変更届を提出する時点での確認であり、『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書』を発行する際には、再度確認が必要になります。

(注) 所有者が自署しない場合は、記名押印してください。

年 月 日

和 泉 市 長 あて

住 所
氏 名
電 話

生産緑地における建築行為等の許可申請書

生産緑地法第8条第1項の規定に基づく建築行為等の許可を申請します。

記

1. 建築行為等に係る生産緑地

所 在 地	
地 目	
区 域 面 積	
所 有 者	住 所 氏 名
所有権以外の権利	種 類 住 所 氏 名

2. 建築行為等の目的及び概要

3. 建築行為等の敷地面積、建築面積及び延べ面積

4. 建築行為等の期間

着 工 時 期 年 月 日
完 了 予 定 時 期 年 月 日

(注) 申請者が自署しない場合は、記名押印してください。

和 泉 市 長 あて

住所
氏名
電話

生産緑地における行為計画書

生産緑地法第8条第9項に基づく、通常管理行為、軽易な行為、その他政令で定める行為を計画しましたので届出します。

記

1. 当該行為等に係る生産緑地

所在地	
地目	
区域面積	
所有者	住所 氏名
所有権以外の権利	種類 住所 氏名

2. 当該行為等の目的及び概要

3. 当該行為等の敷地面積、建築面積及び延べ面積

4. 当該行為等の期間

着工時期 年 月 日

完了予定時期 年 月 日

(注) 申請者が自署しない場合は、記名押印してください。

※処理欄（記入不要）

生産緑地法施行令第6条第1項

第1項イ（仮設の工作物等の新設・改築・増設）

（水道管その他これらに類する地下工作物の新設・改築・増設）

第2号（法令又はこれに基づく処分による義務の履行行為）

第3号イ（農業等のために必要な施設の新築・改築・増築（90㎡以下））

（幅員2m以下の用排水路又は農道等の設置・管理）

第4号（農地等とするため土地の形質の変更等）

和 泉 市 長 あて

申出者 住 所
氏 名
電 話

生産緑地に存する所有権以外の権利の消滅についての同意書

生産緑地法第10条の規定に基づく下記の土地の買取申出書の提出にあたり、市から買取の旨の通知書（生産緑地買取決定通知）の発送を条件として、当該生産緑地の存する所有者以外の権利を消滅させることを確約します。

（権利の内容及び権利の消滅について同意する者）

氏 名	住 所	権利の種類	実 印 (印鑑証明添付)

記

土地の表示

所 在 地	地 目	地 積 (㎡)	備 考

（注） 申出者が自署しない場合は、記名押印してください。

【備考】「所有権以外の権利の消滅にかかる同意の範囲」は、

- ① 当該生産緑地（農地等）において対抗要件を整えた地上権、賃借権又は登記した永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記もしくは差し押さえの登記又はその農地等に関する買戻し特約の登記の登記名義人。
- ② 当該生産緑地に存する建築物その他の工作物の所有者及びこれらの所有権以外の権利者。
- ③ 第三者に対する対抗要件たる登記を有しない者であっても真実の所有者であれば同意が必要である。
- ④ 対抗要件のないものであっても地上権、賃借権等を有する者であれば同意が必要である。

※ 同意の範囲については、事前に協議して下さい。

和泉 第 号
年 月 日

様

和泉市長

生産緑地を買い取る旨の通知書（通知）

年 月 日付けで生産緑地法第10条の規定による買取り申出のありました
下記土地について、買い取らせていただきたいため、同法第12条第1項の規定により通知
します。

記

1. 対象地

以上

※ この通知は、地方公共団体等が買い取る旨の通知です。

様

和泉市長

生産緑地を買い取らない旨の通知書（通知）

年 月 日付けで生産緑地法第10条の規定による買取り申出のありました
下記土地については買取らないので、同法第12条第1項の規定により通知します。

記

1. 対象地

以上

※ この通知は、地方公共団体等が買取らない旨の通知です。

現在、市では貴方から買取り申出された土地について、他の農業従事者に取得できるようにあっせんしております。

農業従事者へのあっせんによる所有権移転が行われなかった場合に限り、買取り申出された日（ 年 月 日）から3か月後に生産緑地の制限(農地以外の利用の制限)が解除されます。

年 月 日

和泉市長 へ

生産緑地交換分合申出書

下記のとおり、関係書類を添えて、生産緑地の交換分合を申し出ます。

1. 申出場所

<譲渡地>

所 在 _____

地 目 _____

面 積 _____ m²

<譲受地>

所 在 _____

地 目 _____

面 積 _____ m²

2. 生産緑地所有者

住 所 _____

氏 名 _____ 実印

電 話 _____

3. 宅地化農地等所有者

住 所 _____

氏 名 _____ 実印

電 話 _____

(別表) 必要書類 (第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第12条関係)

	(第4条関係) 指定の申出	(第5条関係) 区域確定の届出	(第6条関係) 所有者・従事者の 変更	(第7条関係) 可 建築行為等の許 可	(第7条関係) 公共施設の設置	(第7条関係) 届出 軽易な行為等の 届出	(第8条関係) 権利の消滅につ いての同意	(第12条関係) 交換分合の申出
印鑑登録証明書 (所有者及び農地等 利害関係人全員)	○	×	×	×	×	×	○	○
当該地の登記事項証 明書 (全部事項証明 書)	○	○	○ (所有者の変更 を行う場合)	○	○	○	○	○
当該地の公図	○	○	×	×	○	×	×	○
当該地の地積測量図 等 (当該地の区域・ 地積のわかるもの)	○ (法務局に地積測量 図がある場合)	○	×	×	○	×	×	○
当該地の位置図 (区 域を示す縮尺 2500 分の1以上の図面)	○	×	×	○	○	○	×	○
所有者及び農地等利 害関係人の現住所と 登記事項証明書の住 所が異なる場合、住 所のつながりを証す る書面 (住民票等)	△	△	△	△	△	△	△	△
現況写真	○	×	×	×	×	×	×	○
委任状 (代理人によ る申請の場合)	○	○	○	○	○	○	○	○
農地等利害関係人の 同意書	×	×	×	○	○	○	×	○
当該地の計画図 (建 物の場合は配置図及 び各階平面図)	×	×	×	○	○	○	×	×
診断書(故障の場合)	×	×	×	×	×	×	○	×
除籍抄本(死亡の場 合)	×	×	×	×	×	×	○	×
公共施設の管理者と の協議経過書	×	×	×	×	○	×	×	×

※○：必要 △：場合によっては必要 ×：不要